

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（高燃焼度燃料導入））【1】」
2. 日時：令和5年1月20日 10時05分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官、
伊藤安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力建設部長 他7名（うち1名はTV会議システムによる出席）
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・資料1 玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用について（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）

以上

| 時間 | 自動文字起こし結果 |
|---------|---|
| 0:00:00 | 季節をイトウです。これから限界許可、5号燃料のヒアリング第1回を始めたいと思います。 |
| 0:00:09 | まず、九州電力側から申請の概要についてご説明をお願いいたします。 |
| 0:00:42 | を、 |
| 0:00:52 | 九州電力原子力近接グループの荻田と申します。 |
| 0:00:56 | 設置変更許可申請の取りまとめ、 |
| 0:01:00 | 事務局を行っております。 |
| 0:01:02 | よろしくお願いいたします。 |
| 0:01:08 | はい。九州電力減少が全部、リスク管理体制グループの織田と申します。リスク管理体制グループで、被ばく関係と安全解析関係、重大事故等対策の有効性評価関係を対応させていただきますよろしくお願いいたします。 |
| 0:01:28 | 九州電力原子力発電本部原子燃料技術グループのタケツグと申します。原子燃料技術グループの方で、炉心、燃料の設計今日評価等を実施しております。 |
| 0:01:40 | あと、本申請に関しまして、オカの自然現象に関する評価については、同じく原子力発電本部の安全設計グループというところと、 |
| 0:01:50 | あとSFPの冷却系の影響今回設備変更はありませんが、客への影響ということで原子力発電本部の経年対策グループ、 |
| 0:01:59 | というところが担当しております本件についてはこのような体制で実施しております。 |
| 0:02:07 | なお、引き続き、 |
| 0:02:10 | 東京支社のカミヒゴシです後先ほどツツキ失礼しました |
| 0:02:14 | 健康んにつきましては温原子力建設グループが担当しております。本日、もしご説明する場合は、弊社WebEX上ですすね、ヒロサワの方からご説明させていただきます。 |
| 0:02:30 | 規制庁鈴木です。 |
| 0:02:32 | こちらの体制は、オク、 |
| 0:02:36 | 企画官をヘッドにして、 |
| 0:02:39 | なかーし、 |
| 0:02:42 | 城さんでした。 |
| 0:02:43 | 上席安全審査官、それから、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:02:46 | 私鈴木主任安全資産、それから、隣のイトウの安全審査官が対応します。ちょっとちょっと今、 |
| 0:02:54 | 体制をお話していただいたんですけど、 |
| 0:02:57 | 発電本部の下で直接グループという。 |
| 0:03:00 | 言い方をされてましたけども、何とか部、 |
| 0:03:03 | 2の下に、 |
| 0:03:05 | 入られるんでしょうか。 |
| 0:03:08 | それともちよくちよくかということでしょう。 |
| 0:03:13 | 組織としてですね、刀禰建設部長を建設部、 |
| 0:03:20 | のお話はありましたけれども、 |
| 0:03:23 | それ以外の何とかグループの方々は何か、発電本部の、 |
| 0:03:30 | 何とかグループという言い方をされてたよ。 |
| 0:03:32 | ですけど、 |
| 0:03:33 | そ現状の組織表からするとどこに所属されているのかなってのはちょっとよくわからなくてですね。 |
| 0:03:40 | 原子炉食うの方は大本は原子力発電本部、 |
| 0:03:44 | になります。その下が、各グループ、 |
| 0:03:49 | 分かれてる。 |
| 0:04:11 | 少々お待ちください。 |
| 0:04:31 | 部門としては大きく原子力発電本部となっております。 |
| 0:04:37 | その下に、当グループ、各グループに分かれていると。 |
| 0:04:42 | いう体制になってます。 |
| 0:04:46 | 規制庁数でそうすると、 |
| 0:04:50 | 先ほどの建設グループの方も、建設部の下でなくて建設、 |
| 0:04:58 | 発電本部に直下に、 |
| 0:05:01 | おられるということで、 |
| 0:05:04 | 今回の |
| 0:05:08 | 燃料自体は、 |
| 0:05:11 | どちらのグループが担当されているんですかね。 |
| 0:05:20 | 九州電力の田仲です。燃料につきましては、原子燃料技術グループになります。 |
| 0:05:46 | 規制庁都築ですわかりました。 |
| 0:05:49 | 申請書の中では何か、 |
| 0:05:52 | 原子力技術部長がそれを統括されるような、 |
| 0:05:56 | 何か括りになってますけれども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:05:59 | 発電本部長のもとそれを実施するというので、 |
| 0:06:04 | よろしいでしょうか他のグループについても、 |
| 0:06:07 | 九州電力の田仲ですその認識で結構でございます。 |
| 0:06:13 | 支店長ツツキですわかりました。ありがとうございます。 |
| 0:06:16 | 続いて、 |
| 0:06:19 | 申請の概要の資料が、今日、今日の資料確認をされましたっけ。 |
| 0:06:24 | 今日の資料一式とりあえず、 |
| 0:06:28 | 紹介していただいて、どの資料で説明するか、引き続きお願いします。 |
| 0:06:40 | 九州電力の田仲です。 |
| 0:06:42 | 本日は概要説明ということで、パワーポイント等の資料をちょっとご用意してありますので、まずその資料に基づいて、竹Ⅱの方からちょっと説明したいと思います。 |
| 0:07:26 | はい。では本日のヒアリング市場について九州電力原子燃料技術グループのタケツグの方から説明させていただきます。資料については右肩に資料1とついてある資料になります。 |
| 0:07:40 | はい。ではタイトルなんですけども、玄海原子力発電所4号炉高燃焼度燃料の使用についてということで、本資料でその申請の概要について説明させていただきます。 |
| 0:07:53 | 1枚めくっていただいて、まずは目次になりますが、目次についてはまず1ポツで、申請の概要、2ポツで設置許可基準規則の要求事項と適合のための設計方針という構成になっております。 |
| 0:08:06 | 目次には書いていないですが最後に参考資料を1枚つけてございます。 |
| 0:08:12 | では次のページからご説明させていただきます。 |
| 0:08:17 | 1ポツ、申請の概要ということで今回、4号炉において、使用済み燃料発生量低減等の観点から、燃料集合体最高燃焼度が5万5000メガワットパートの |
| 0:08:28 | 高燃焼度燃料を使用するというので本燃料については現在川内原子力発電所に於いてシヨウセイ燃料と同一の設計のものを想定をしております。 |
| 0:08:39 | 5年次に高燃焼度燃料の使用になりますが、表に記載してある通り、 |
| 0:08:45 | まず、燃料集合体最高燃焼度が現行の4万は4万8000メガワットパートンから5万5000メガワットパートに変更となります。 |
| 0:08:55 | 次にU23号の濃縮度、最大になりますが、現行の約4.10%から約4.8%。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:09:03 | 画廊ガドリニア入りペレットについては約 2.6%から、 |
| 0:09:07 | 約 3.20%に変更となります。 |
| 0:09:11 | 次にペレットの初期密度ですが、現行の理論密度の約 95%から 97%。 |
| 0:09:18 | ガドリニア入りペレットについては 96%と変更になります。 |
| 0:09:23 | これらについては燃料の使用、 |
| 0:09:26 | 期間延長というところを目的にしております、 |
| 0:09:29 | 次に燃料被覆材の修理になりますが、 |
| 0:09:32 | 現行のジルカロイⅣから、改良自由化ジルコニウム合金というものに変更になります。 |
| 0:09:39 | 改良ジルコニウム合金についてはアノ米を振っており、表の下部に記載しておりますが、当時流下ライフォー法ベースとして、金属の添加量を調整した事項に無機合金ということになっております。 |
| 0:09:53 | 燃料被覆材の種類に関しては高燃焼度燃料を使用することによる燃料使用期間延長に対応する耐食性向上というところを目的に変更しております。 |
| 0:10:03 | 最後ガドリニア濃度になりますが、約 6%から弱、約 |
| 0:10:10 | 10%以下と変更となります。 |
| 0:10:13 | ガドリニア濃度についてはサイクル初期における反応度抑制及び井戸内の出力分布の平坦化というところを目的にしております。 |
| 0:10:22 | 次のスライドになります。 |
| 0:10:26 | 申請の概要の 2 番目ということで高燃焼度燃料は、現行の燃料からウランに 3 号の主駆動主幹等の変更を行いますが、これらの変更点を考慮の上、燃料設計及び核設計等を以下の方針を行うことが可能であることを確認してございます。 |
| 0:10:44 | 項目としてはまず燃料については機械設計核設計年越流設計動特性というところで、あとは燃料を貯蔵する使用済み燃料ピット使用、新燃料貯蔵庫に対して冷却性と未臨界性というところで、 |
| 0:10:59 | まず機械設計についてですが、 |
| 0:11:02 | 機械設計については、燃料中心温度、燃料棒内圧、被覆管の応力、ひずみ及び費用疲労等がそれぞれの基準を満足にせ、 |
| 0:11:13 | 基準を満足できる設計とエースします。 |
| 0:11:17 | 核設計については、反応度停止余裕、最大線出力密度、減速材温度係数等がそれぞれの基準を満足する設計とします。 |
| 0:11:27 | 辻設計については、最小限界熱流束比及び燃料中心温度最高温度がそれぞれの判断基準を満足できる設計とします。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:11:37 | 登録制については、設計負荷変化に対して原子炉、原子炉系の音が安定で、原子炉出力等のパラメーターが十分制御される設計とします。 |
| 0:11:48 | 次に使用済み燃料ピットの未臨界性になりますが、 |
| 0:11:51 | 純水及びかなり密度の水分雰囲気を満たされたとしても、臨界を防止できる設計とします。 |
| 0:11:58 | 冷却性については崩壊熱を十分に除去し、最終的な熱の逃がし場へ移送できる設計とします。 |
| 0:12:06 | 次に新燃料集うこのみ臨界については、こちらもSAPと同様に、純水及びかなり密度の水水分雰囲気を満たされたとしても臨界を防止できる設計としております。 |
| 0:12:19 | はい、次のスライドに移りますがちょっと別の担当者の方から説明させていただきます。 |
| 0:12:28 | 九州電力のオダから4ページについてご説明させていただきます。 |
| 0:12:32 | 高燃焼度燃料の使用に伴い変更等の評価項目について影響を確認してございます。 |
| 0:12:37 | 表をつけてございますが一つ目の平常時被ばくにつきまして、線量評価結果を行い、発電用軽水型原子炉施設の周辺の線量へ目標値に関する指針に示されている。 |
| 0:12:49 | 線量目標値を十分満足していることを確認してございます。 |
| 0:12:52 | 次に運転時の異常な過渡変化については、燃料原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が確保されていることを確認してございます。 |
| 0:13:02 | 設計基準事故については、炉心の冷却能力並びに原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格抜きバウンダリーの健全性が確保されていることを確認してございます。 |
| 0:13:13 | また、設計基準事故時の線量評価については発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針に示されている判断基準値を満足していることを確認してございます。 |
| 0:13:24 | 次に重大事故等対策の有効性評価については、現行の炉心燃料体等の損傷防止及び格納容器破損防止のための重大事故等対策こうであることを確認してございます。 |
| 0:13:36 | 下に書いております。なお書きについてですが今回の申請に伴いまして、線量評価に使用する気象資料を更新してございます。 |
| 0:13:45 | 図3号炉についても更新した気象資料を使用して設計基準事故時の線量評価を行った結果、判断基準値の5mSvを十分満足しているということを確認してございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:14:04 | 九州電力のタケツグです。ではスライドを5ページ、右肩5ページ目。 |
| 0:14:09 | から説明させていただきます。2ポツということで、設計、 |
| 0:14:13 | 許可基準規則の要求事項と適合のための設計方針になります。 |
| 0:14:20 | 設置許可基準規則における燃料、 |
| 0:14:23 | 天然高燃焼度燃料の使用に対する要求事項の、と適合のための設計方針を以下に示すということで、当初、設置許可、今回申請、 |
| 0:14:34 | の対象となる条文の設置許可基準規則の条文と、あとは設計方針ということで、申請書添付資料8の適合性の説明の部分のところですね。 |
| 0:14:47 | 転記した形で資料作成をしております。 |
| 0:14:52 | 新設の内容、申請書の内容になりますので説明書、説明については割愛させていただきますが、申請対象としては、四条と、 |
| 0:15:01 | 6条、12条、13条、10部署、 |
| 0:15:08 | 16条。 |
| 0:15:10 | と25条と。 |
| 0:15:13 | 27条、37条。 |
| 0:15:16 | が対象となると考えております。 |
| 0:15:22 | 2ポツの2ポツについては以上となりまして、最後のページに参考資料の方をつけさせていただいております。 |
| 0:15:30 | 高燃焼度燃料の使用に伴うプラント設備への影響ということで今回申請にあたって設備変更は不要と。 |
| 0:15:40 | しておりますが、それに伴う、それに、それを確認したフローの方、記載しております。 |
| 0:15:48 | 高燃焼度燃料については、初期U23号の濃縮度が上昇しますと、 |
| 0:15:53 | もう一方で濃縮度の上昇による燃料の滞留の滞在期間、 |
| 0:15:58 | どない滞在期間長期化という、いう影響がありまして、 |
| 0:16:02 | 裏に参考の濃縮度上昇については中性子スペクトル効果から、制御棒クラスタの制御能力低下放射の制御能力低下というところがあるんですけども、 |
| 0:16:14 | 現状設備で守る制御棒クラスタについては現状設備で問題ですと、ほう素濃度の |
| 0:16:21 | 制御能力低下については、燃料取替用水ピットのほう素濃度上昇というところが記載してございますが、 |
| 0:16:30 | 申請者上現在ほう素濃度を燃料取替用水ピットのほう素濃度2万50002500ppmと記載しており、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:16:39 | 今回 3100ppmにほう素濃度上昇する、させる必要がありますが、玄海 4 号炉については過去、玄海 3 号機のMOX燃料を申請した際、 |
| 0:16:49 | 3 号と設備、 |
| 0:16:53 | の一部を共用しておりますので、3 号炉のほう素濃度上昇に合わせて、現在玄海 4 号機でも、3100ppmの方で運用しておりますので、 |
| 0:17:03 | 実際の運用については |
| 0:17:06 | 変更を伴わない予定で設置許可上の数値だけ変更する。 |
| 0:17:11 | こととしております。 |
| 0:17:18 | あと先浦に、初級欄に参考量増加から、燃料貯蔵設備、設備の未臨界性低下というところがありますが、現状設備で問題ないことを確認しております。 |
| 0:17:31 | あとは核分裂生成物のず蓄積量増加から、SAPの |
| 0:17:37 | 熱負荷の増加というものがありますが、これも現状設備では問題ないということを確認しております。 |
| 0:17:44 | 本資料についてのご説明は以上になります。 |
| 0:17:52 | 規制庁鈴木です。 |
| 0:17:53 | 説明ありがとうございました。 |
| 0:17:56 | ちょっとまず、 |
| 0:17:58 | 技術的な、 |
| 0:18:00 | 花強い。 |
| 0:18:02 | そして、理解してないと何が。 |
| 0:18:06 | 設計変更になるかどうかちょっとよくわからないので最後の 22 ページの、 |
| 0:18:13 | ところで、 |
| 0:18:18 | まず、浦新居 3 号の濃縮度が上昇すると。 |
| 0:18:22 | 中性子スペクトル濃エネルギーが勝っタイ側に行くというのが、 |
| 0:18:29 | これちょっと私理解できないんですけど、どういう意味なんでしょうか。 |
| 0:18:37 | エートー |
| 0:18:40 | 裏に 3 号の濃縮度上昇、ということで |
| 0:18:46 | 核分裂しやすいウランが増えるということになります、 |
| 0:18:49 | 当間炉心の出力については、変更となりませんので、 |
| 0:18:55 | 核分裂するウランの |
| 0:18:59 | 量は、 |
| 0:19:00 | 変わらない変わらないんですけど核分裂できる欄が増えてるということで、隣のねっ中性子。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:19:07 | の数は、これまでより少なくなる。 |
| 0:19:14 | 方向になりますと、 |
| 0:19:17 | そうなると出力が変わらないということで核分裂する全体の量は変わらないので、 |
| 0:19:27 | どうぞ。 |
| 0:19:29 | ちょっとすみません。 |
| 0:19:32 | 九州電力の中園でございます。ちょっと今の説明を補足させていただきます。 |
| 0:19:37 | 今回の申請にあたってはですね原子炉熱出力等は変更はございません。 |
| 0:19:42 | 原子炉熱出力に変更がないということは原子炉内でここへ起こる核分裂の量も変更はないということで、 |
| 0:19:49 | 核分裂の量は、 |
| 0:19:52 | 中性子とウランが各ショートすることによって起きますので、 |
| 0:19:58 | 裏に3号の量をふやすことによって核分裂アン面積が増えますと、ということは、熱中性子量は少なくて済むという理解をしていただければいいかと思えます。 |
| 0:20:08 | そうすると、原子炉内での中性子の高速中性子と熱中性子の割合としては、相対的に、高速中性子の方が多くなって硬くなるという言い方をしております。以上でございます。 |
| 0:20:22 | 規制庁都築です。そのために例えばガドリ多く入れて、 |
| 0:20:27 | やっててそれで中性子領域のものが、を減らしてやらないと。 |
| 0:20:32 | いけないってそう、そういう理解ですか。 |
| 0:20:34 | 私の理解正しいですか。 |
| 0:20:41 | えとガドリの濃度を高めるというのはちょっとこの本検討は別の話になりましてガドリニアの濃度については、 |
| 0:20:48 | U235濃度上昇した分燃料単体の出力が曲がりやすい方向となるので、 |
| 0:20:57 | ガドリニアの濃度を高めることによってウランの燃料単体の出力はこれまで通りの出力、 |
| 0:21:09 | 思います。 |
| 0:21:11 | し、燃やせるようにするといったものになります。 |
| 0:21:15 | スライドの1ページ、2ページ目の方のガドリニア濃度のところに、の備考欄にですね、サイクル初期における反応度抑制及び炉内の出力分布の平坦化ということを、ところを記載させておりますが、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:21:29 | サイクル初期の一番反応度が大きいところで |
| 0:21:35 | 裏に3号、 |
| 0:21:37 | のノースキドを4.8%に増加させてもええ。 |
| 0:21:41 | と反応度抑制できると。 |
| 0:21:45 | 出力分布を平坦化する。すいません。反応度抑制できるというところ目的に使用しているものになります。 |
| 0:21:55 | 規制庁鈴木です。 |
| 0:21:58 | 私の炉物理の |
| 0:22:00 | 知識がそんなにないので、 |
| 0:22:06 | 核分裂性物質が多いので、 |
| 0:22:15 | 同じ出力を、 |
| 0:22:18 | 得ようとする、 |
| 0:22:20 | 核分裂断面積がちょっと小さい領域での中性子の使い方、使われ方を、 |
| 0:22:28 | するようになってしまうので全体的に、 |
| 0:22:32 | エネルギー分布が硬く、右側に高井側に、 |
| 0:22:37 | 偏差するっていうそういうことなんです |
| 0:22:41 | もうもうちょっと何かかみ砕いて言っていただいていいですか。 |
| 0:22:46 | 九州電力の中園でございます。 |
| 0:22:49 | 発生する熱出力が同じ核分裂数も同じ。 |
| 0:22:54 | 核分裂に関しましては、 |
| 0:22:57 | 裏に3号が増えて、断面積が増えますと、 |
| 0:23:01 | となれば、そう、反対側の熱中性子の方ですね。 |
| 0:23:05 | 量は少なくて済むと。 |
| 0:23:07 | 今までより少ない熱中性子量で、同じ熱出力を発生することができる |
| 0:23:13 | と。 |
| 0:23:13 | で、炉心の中の中性数といいまして、 |
| 0:23:17 | すいません、今年の中の中性子数は高速中性子と、熱レスト両方ある |
| 0:23:23 | と思うんですけど、 |
| 0:23:23 | 相対的に、そうになってしまうと高速中性子の方が相対的に多くなるという |
| 0:23:33 | 分布が示されることになりますのでそれを、 |
| 0:23:33 | スペクトル効果という表現をしております。 |
| 0:23:37 | 以上になります。 |
| 0:23:41 | 規制庁鈴木です。その辺はちょっと専門家の方に私聞いてみないと、 |
| 0:23:47 | やっぱり私の |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:23:49 | 知識では理解できないところで、 |
| 0:23:52 | とりあえず、 |
| 0:23:54 | 高エネルギー側に若干シフトしたときに、 |
| 0:23:59 | 制御棒クラスターのう。 |
| 0:24:02 | これ、インジウムでしたっけ、インジウム関連でしたね。 |
| 0:24:05 | 議員事務、そのの、 |
| 0:24:08 | 中性子の捕獲、 |
| 0:24:10 | 吸収の断面積っていうのは、 |
| 0:24:13 | 熱中性子領域の方が、マイクロンダ面積、マイクロな面積が大きいので、 |
| 0:24:21 | なので、制御棒クラスターの制御能力は若干下がります。 |
| 0:24:26 | それ当然放散もそうですと、そういうことですね。 |
| 0:24:30 | 再これこの話の最後のところで何か、4号側の話、四、五ぐらいの話じゃなくて何か3号との兼ね合いのことをここに書いてないことなんか説明されてるんですけどもう1回ちょっと説明してもらえますか。 |
| 0:24:43 | 平成電力のタケツグです。 |
| 0:24:45 | 衛藤放送能力のほう素濃度の制御能力が低下するというところで次原子炉停止に必要なほう素濃度及びホウ酸水量の評価というところで、 |
| 0:24:55 | 原子炉停止に必要なほう素濃度、神野ほう素濃度が上昇しますと、 |
| 0:25:01 | いうところでの燃料取替用水ピットに求められるほう素濃度が上昇する。 |
| 0:25:07 | 評価結果となるんですけれども、燃料取替用水ピットのほう素濃度玄海4航路につきましては |
| 0:25:16 | 現在の運用としてですね設置許可に記載してある2万2500ppmより高い3100ppmで運用しております。 |
| 0:25:25 | その理由としましては、過去、玄海3号機のMOX燃料を、 |
| 0:25:31 | 装荷導入した際に、MOX燃料についてもこれらの中性子スペクトル効果の効果というのは、 |
| 0:25:41 | 中性子スペクトルが降下して放送能力を制御能力が低下するという効果同様ですので、 |
| 0:25:47 | その時に玄海3号機の燃料取替用水ピットのほう素濃度を上昇させております。 |
| 0:25:53 | その際ですね玄海34号と玄海4号機の燃料取替用水日、燃料取替用水方補助タンクというものが共用設備としてありまして、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:26:04 | そちらの濃度もあわせて上昇させる必要がありますかということで玄海3号機のMOX燃料に合わせて、玄海4号機の燃料取替用水ピットの系統のほう素濃度も、 |
| 0:26:15 | 上場させて、これまで運用してきておりますと。 |
| 0:26:19 | なので、ですので今回、申請書上で、燃料取替用水ピットのほう素濃度、 |
| 0:26:25 | 2500ppmから3100ppmに醸酒変更しておりますが、実際の設備の運用としては、今、 |
| 0:26:36 | 現運用の3100ppmと同じとなりますので、設備、 |
| 0:26:42 | 対応する、 |
| 0:26:46 | 必要はないと、そういった意味でございます。 |
| 0:26:50 | 以上でございます。 |
| 0:26:52 | きちっと数ですと、それは何か技術的には理解しました。一方で、4号として後5年を入れたときに、 |
| 0:27:03 | 求められる。 |
| 0:27:05 | ほう素濃度。 |
| 0:27:06 | というのは、 |
| 0:27:08 | 最大2000、現行の2500じゃ足りないのか、足りているのかちょっとそれがちょっとよくわからないんですけど、5年燃料を入れた際に求められるほう素濃度としては2500ppmでは不足しますので、 |
| 0:27:22 | 3100ppmに変更することとしております。 |
| 0:27:25 | 規制庁ツヅキ求められる濃度が3100ppmじゃなくて3100ppmの |
| 0:27:33 | 補助タンク、3号と共用しているところに合わせれば、 |
| 0:27:39 | 50号議案の高燃焼度燃料でも対応できるということで、 |
| 0:27:45 | それが最低必要なものじゃなくって、 |
| 0:27:49 | まだそこには余裕があつてMOXの方が厳しいですよっていう状況にあると、そういうことですか。はい。九州電力のタケツグでその通りでございます。以上です。 |
| 0:27:58 | わかりました。それからですね、 |
| 0:28:02 | 濃縮度の一番左側の濃縮の上昇による燃料の炉内滞在期間、 |
| 0:28:10 | 長期化っていうのは、 |
| 0:28:17 | バッチ数が増えるということで再最終的に、 |
| 0:28:22 | 3. 何バッチぐらいのところまで燃やすので、 |
| 0:28:31 | そうすると、 |
| 0:28:34 | プールの、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:28:36 | 影響が大きくなるのでってそういうことですかね。なんで、 |
| 0:28:42 | エネルギースペクトルが硬い側に行くのかちょっとよくわかんないんですけど。 |
| 0:28:56 | 厳しい電力のタケツグで、 |
| 0:28:59 | 炉内滞在期間の長期化による中性スペクトルの効果についてはそのご理解で結構でございます。 |
| 0:29:04 | 規制庁しつづきですありがとうございました。大体 |
| 0:29:08 | 技術的な兼ね合いは、 |
| 0:29:10 | 理解しました。 |
| 0:29:12 | それでじゃあ、最初に戻るんですけど、今日の |
| 0:29:18 | 説明の、 |
| 0:29:20 | 中では、 |
| 0:29:21 | 藤。 |
| 0:29:33 | 4 ページの、 |
| 0:29:38 | 話がさっきの、 |
| 0:29:41 | 22 ページのところに関連。 |
| 0:29:45 | するかなって思うのが、 |
| 0:29:54 | 23、22 ページで一番下の、 |
| 0:29:58 | 炉内滞在期間長期化で、FP等、蓄積量が増加すると。 |
| 0:30:06 | いうところが、 |
| 0:30:10 | 関係するのかなあというふうに思ったんですけど、なお書きの部分が、 |
| 0:30:16 | 何か追加であって、何かメインはなお書きみたいな感じに。 |
| 0:30:21 | 読めるんですけど。 |
| 0:30:23 | その一方で申請書の、 |
| 0:30:26 | 変更理由のところを、 |
| 0:30:29 | 見てると、 |
| 0:30:32 | 変更する内容は、 |
| 0:30:36 | 燃料集合体最高燃焼度 55 ギガの高燃焼度燃料を使用する。 |
| 0:30:42 | としか書いてなくて、こう書いてないことも今回、 |
| 0:30:49 | 変更。 |
| 0:30:50 | する、する。 |
| 0:30:53 | 何か意図が、後から付け足されているのかなって気がするんですけど。 |
| 0:30:57 | ちょっとそこを説明してもらえますか。 |
| 0:31:04 | 九州電力の福永です。 |
| 0:31:08 | 今回 3 号炉、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:31:10 | の変更については、 |
| 0:31:12 | パワーポイントの4ページの下に書いてあります通り、 |
| 0:31:19 | 気象資料を更新しております。 |
| 0:31:22 | で、 |
| 0:31:23 | すみませんちょっと今私4号炉の話聞いてるんですけど、 |
| 0:31:28 | まず、3号の話はちょっと置いといてください。 |
| 0:31:35 | 今回比較評価、 |
| 0:31:37 | をですね、せ |
| 0:31:39 | 5燃料変更するにあたって、 |
| 0:31:42 | その線量評価が変わるってということで、それに伴って、 |
| 0:31:49 | 比較評価のやり直しをやってます。 |
| 0:31:54 | それにやるにあたって、気象も見直した。 |
| 0:31:59 | 結果、 |
| 0:32:00 | 反映したものを、 |
| 0:32:02 | 今回申請書の中に書かせていただいております。以上です。 |
| 0:32:06 | 規制庁鈴木です私の質問と、最後の答えが何も繋がらなくてですね。 |
| 0:32:12 | 5号燃料になると22ページの一番下にあるように、 |
| 0:32:17 | FPの蓄積量増加の話があるので、 |
| 0:32:22 | 4ページの、ちょっと平常時被ばくかとかちょっとわからないですけど、 |
| 0:32:29 | 設計基準事故なり、SAの有効性評価なりで、FPの蓄積量のところから放水量が決定しますというところが、 |
| 0:32:38 | 変わるということで説明がなされているように見えるんだけど途中から気象の話なんか変わっちゃってて、結局、 |
| 0:32:49 | 申請書に書いてある変更理由は、高燃焼度の話しか書いてないんですけど、 |
| 0:32:55 | それ以外に全然燃料と関係ないところで、変える部分もここに含めて説明しているってことですかってことをお聞きしたかったんですけど、ここ。 |
| 0:33:06 | 九州電力の小田です。4ページに書いてございます四つの変更については、 |
| 0:33:12 | 資料の22ページの燃料の影響で、 |
| 0:33:18 | 崩壊熱ですね崩壊熱も変わるというところに、異常な運転時の異常な過渡変化であって設計基準事故、重大事故等対応失礼しました重大事故等対策の、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:33:28 | 有効性評価ですね、こちらSFPの評価等が変わりまして、気象機種す いません被ばく評価ですね、こちらは炉心内の蓄積量が変わりますの で、 |
| 0:33:40 | 被ばく関係の評価ですね平常時、あと設計基準事故時の被ばく評価、 |
| 0:33:45 | 等が変わるとい、 |
| 0:33:48 | 変わりますはい。以上です。 |
| 0:33:51 | 成長するんですが、多分だからここに書いてある内容が、 |
| 0:33:56 | 一つ名に対して、表月あってですね、一つ目は高燃焼度燃料の使用に 伴い変更となる項目ですっていう、 |
| 0:34:06 | ことで説明されていて、申請者も高燃焼度燃料を使いますだからこの 説明かなと思ったんですけど。 |
| 0:34:14 | そうじゃない話がこの表の中に書かれているので、一つ目の丸の高燃 焼度燃料の使用に伴い変更となる内容じゃないことを、 |
| 0:34:25 | 別で説明していただかないと、 |
| 0:34:28 | なぜいきなり二つ目のなお書きの話はこの一つ目の丸の中の表の中 に説明書きがちょっと入ってるのかちょっとわからなくてですね。 |
| 0:34:37 | その辺をしっかり説明して、 |
| 0:34:39 | くれないといけないしかつ、 |
| 0:34:41 | もし、 |
| 0:34:44 | 申請書の変更理由になっている、高燃焼度燃料の使用っていう理由じ ゃないものを、 |
| 0:34:51 | 今回何か追加で変更をしようとしているのであれば、 |
| 0:34:55 | ちゃんとそれは申請書に今書いてないけど、 |
| 0:34:58 | 追加でこれも入っているし、後ろの方ではもう入っちゃってますって いうんだったら、 |
| 0:35:03 | そうかもしれないから、 |
| 0:35:05 | まず申請書の書き出しが間違ってるってことですね。 |
| 0:35:10 | ちょっとそういう説明をちゃんとしっかりしていただかないと、何を今回、 九州電力は、 |
| 0:35:16 | 設置変更しようとしてるのか、我々ちょっと理解できないので、 |
| 0:35:20 | まず、 |
| 0:35:21 | 何を変更しようとしてるんですかっていうのをちゃんと全部列記して もらえますか。 |
| 0:35:26 | もし申請書に、の変更理由に足りないだけで、申請書自体は全部これ 入ってますっていうんだったらそういう説明してもらわないと。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:35:33 | よくわからないんですけど。 |
| 0:35:40 | 九州電力の田仲です。このなお書きにつきましては、ちょっと当社が記載したイトウについてはですね 3 号炉も申請しているということで、 |
| 0:35:51 | 3 号炉に関するちょっと記載も、 |
| 0:35:54 | 必要ではないかということで、これ 3、どちらかという 3 号炉を申請した理由。 |
| 0:36:01 | ここに、 |
| 0:36:03 | ちょっと記載をしたものです。 |
| 0:36:06 | なのでちょっと今鈴木さんから言われたように、ちょっと |
| 0:36:11 | ちょっと紛らわしいのであればまたちょっと記載の方は、 |
| 0:36:15 | ちょっと見直したいとは思いますが。 |
| 0:36:18 | 以上です。 |
| 0:36:20 | 規制庁鈴木です。まず、 |
| 0:36:22 | 気象資料は、 |
| 0:36:25 | 号炉ごとじゃなくて、これ発電所の話なので、 |
| 0:36:29 | 4 号は、高燃焼度燃料を使います。で発電所として気象資料を、 |
| 0:36:36 | 変更します。この 2 点が今回の申請の内容で、 |
| 0:36:41 | なぜそれを変更するかっていうところはちゃんと説明していただけるって いうことでよろしいですか。 |
| 0:36:53 | 九州電力の田中です。了解しました。ちょっとそういった分けてですね、 ちょっとこちらの資料の方見直したいと思えます。以上です。 |
| 0:37:04 | 規制庁鈴木です。続いてですね、5 ページ以降に、21 ページまでかな。 適合性の |
| 0:37:12 | 方針については当申請書と同じなので省略しますということだったんで すけど、 |
| 0:37:18 | 今私テンパチの第 1 章の、 |
| 0:37:21 | 基準適合のところを見たんですけど、 |
| 0:37:27 | 今日の説明資料で言っている。 |
| 0:37:30 | しょっぱなの四条がまずそもそも、 |
| 0:37:33 | 申請書に書いてなくて、 |
| 0:37:37 | 何を説明しようとして何を省略しようとしているのかちょっとよくわからない ので、 |
| 0:37:43 | もう一度そこを説明してもらえますかに、5 ページから 21 ページまで の、 |
| 0:37:48 | 原子力を担当してあげている、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:37:52 | 条文だとか、 |
| 0:37:54 | それと、この資料と申請書の、 |
| 0:37:58 | との関係の話を説明してください。 |
| 0:38:03 | 九州電力のタケツグです。2 ポツの設計基準。 |
| 0:38:07 | 設置許可基準規則との要求事項と適合ための設計方針というところで、 |
| 0:38:13 | 今回申請するにあたってどう探し、その条文、申請、対象となる条文と考えるとところを記載しておりまして、設置変更許可申請書でいうと添付書類 8 の |
| 0:38:26 | 玄海 44 号の、 |
| 0:38:34 | 方になりますと |
| 0:38:36 | 1 ポツ 1. 11 ポツ 12 ポツ 16 ポツ 1 の衛生、 |
| 0:38:42 | 許可基準規則に対する適合というところに、記載している条文についてを記載しているものになります。 |
| 0:38:50 | おっしゃられた四条についても、適合方針についてはこちらに記載。 |
| 0:38:57 | しておりますが、ご質問の意図としては 4 条に対する、申請書自体の変更箇所がないとそういったご理解でよろしいでしょうか。 |
| 0:39:09 | 規制庁鈴木です。 |
| 0:39:11 | 今ここで説明してるのは 3 号も結局関係ないということで、5 ページから 21 ページは、 |
| 0:39:17 | 四、五の話ですと、そういうことなんですね。 |
| 0:39:20 | 3 号については、 |
| 0:39:23 | 先ほど何か気象資料を変えたっていうところで、 |
| 0:39:30 | 12 条からですと、そういう、 |
| 0:39:33 | 構成になっているってことですか。 |
| 0:39:35 | 九州電力のタケツグです。 |
| 0:39:38 | ちょっとご説明が不足しておりまして申し訳ございません。設計方針の方、 |
| 0:39:43 | の記載なんですけれども、今回の玄海 3 号炉 4 号炉へ申請させていただいております、それぞれ申請となる条文が異なりますので、設計方針の枠のところでは括弧内で大小のゴールを記載させていただいております。 |
| 0:39:58 | 4 航路等記載しております部分に関しては 4 号炉のみ対象となりまして、 |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:40:03 | 3号炉、12条のところでは3号炉及び4号炉等を記載しておりますがこちらについては、どちらも対象となります。 |
| 0:40:11 | 13条のところ、 |
| 0:40:13 | 13条スライド8ページのところでは3(3)5とカッコ4号炉間分けて記載させていただいておりますけども、参考と記載させていただいている部分に関しては3号炉のみ対象となる。 |
| 0:40:25 | というような構成となっております。以上です。 |
| 0:40:31 | 規制庁数でそうすると先ほどの4ページのところの、 |
| 0:40:35 | 説明を私が確認したいといったことが、 |
| 0:40:40 | きっちり説明されれば、こちらの |
| 0:40:44 | 5ページから21ページのところについても、 |
| 0:40:47 | 3号と4号でそれぞれ変更する理由が違うので、 |
| 0:40:52 | そういった説明がしっかり |
| 0:40:56 | 整理してできるとそういうふうに理解してよろしいですか。 |
| 0:41:13 | 規制庁ツツキつ話は単純で、 |
| 0:41:15 | まず申請書の変更理由のところ、まず今、高燃焼度燃料を使いますということで、テンパチの第1章にいくと、3号と4号の、 |
| 0:41:25 | 基準適合性の説明があるんだけど、 |
| 0:41:28 | 結局3号の基準適合性の説明は、高燃焼度燃料の話は関係ないですと。 |
| 0:41:35 | 変更理由に書いてない別の、その気象資料を変えるっていうことに対する、 |
| 0:41:41 | 変更の適合性の説明をしているもので、4号の方は、 |
| 0:41:46 | 高燃焼度燃料と気象資料の話が両方入っていますと。 |
| 0:41:50 | そういうことで、だからこう並べたら、 |
| 0:41:53 | 3号のみ書いてある、適合性の説明のところは4号とこう見てもそれは気象の話なんだなと。 |
| 0:42:01 | それ以外のところが、4号の中の5、高燃焼度燃料の適合の説明の話なんだなと、そういうふうに、 |
| 0:42:09 | 見ればいいということでもいいですか。 |
| 0:42:15 | 九州電力の織田です。変更の理由につきましては、 |
| 0:42:19 | 弊社としては高燃焼燃料の使用が一つまず理由としてあると考えておりまして、 |
| 0:42:26 | それにあたって被ばく評価であったり有効性評価も、ちょっと3号に反映してるところがあるんですけども、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:42:33 | それに伴いまして被ばくについてをあわせて気象データを反映、新しいものに反映している。 |
| 0:42:40 | という認識をしております、 |
| 0:42:43 | そこで4号の評価について気象データを更新しますので、あわせて3号についても、 |
| 0:42:50 | 気象データを変える。 |
| 0:42:51 | という位置付けにしておりましたので理由としてはまず高燃焼度燃料の使用、 |
| 0:42:56 | という理由。 |
| 0:42:57 | が、日本の一つの理由。 |
| 0:43:02 | だと考えております。 |
| 0:43:04 | 規制庁数です今の説明だそう高燃焼度燃料を使うと、 |
| 0:43:08 | 従属的に気象データを変えるんですっていうふうに説明されてるように聞こえるんですけど、これ私全然従属じゃないと思って独立と思ってるんですけど。 |
| 0:43:17 | 本当重篤なんですか。 |
| 0:43:20 | 九州電力の福永です。一応期初、 |
| 0:43:25 | 見直すきっかけとしまして弊社としてはその被ばく評価に変更が生じる場合、 |
| 0:43:31 | について、一応見直しの検討を、 |
| 0:43:35 | すると。 |
| 0:43:36 | いうことをしてますので、今回はその5号が、 |
| 0:43:40 | きっかけ、 |
| 0:43:41 | メインの理由っていうことで、 |
| 0:43:43 | 変更しますので、牧小はその |
| 0:43:46 | サブといいますか。 |
| 0:43:51 | そういう主張スズキです。そうすると、 |
| 0:43:56 | 燃料を変えるとか、 |
| 0:44:01 | 新しい号機を増設するとかっていう時は必ず気象データを変えるということですね。下、検討するという形で検討するっていうのは、そういう意味で気象が |
| 0:44:13 | オカエンドウるかどうかっていう検討をそこでするっていうことです必ず変えるっていうのは、異常気象の |
| 0:44:21 | が至近のデータと合ってるかっていうのを確認した上で、 |
| 0:44:27 | 変更する。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:44:39 | やっぱりちょっとよくわからなくて、とりあえずそういう九州電力のナカノ。 |
| 0:44:45 | ルールであって、 |
| 0:44:48 | 特段 |
| 0:44:50 | 世間一般的にね、見たときに、或いは基準の体系とか、 |
| 0:44:56 | ちょっと気象資料に関してはこれ、いまだに旧安全委員会の |
| 0:45:02 | 気象指針に倣っていると思っているので、 |
| 0:45:05 | 旧安全委員会の指針類、 |
| 0:45:09 | 審査指針類、 |
| 0:45:11 | では、そういう従属であるということはトクダのところにも、 |
| 0:45:14 | ないんですけど。 |
| 0:45:16 | 九州電力としてはそういう手続きを必ずするように、 |
| 0:45:21 | 手続きってのは検討するっていう、 |
| 0:45:24 | そういう手続きを必ずするように、 |
| 0:45:26 | これまでもやっていたし、今回もそうだと、そういうことですか。 |
| 0:45:32 | はい、ご認識の通りでございます。 |
| 0:45:34 | 規制庁スズキちょっとそこはね |
| 0:45:38 | 基準の体系からしても読み取れないし、 |
| 0:45:42 | 九州電力はいつもそうしてますと言われても、 |
| 0:45:46 | 世間の皆様は、 |
| 0:45:48 | 知らないので、 |
| 0:45:50 | そこはしっかり説明しないといけないし、場合によってはそういうふうな 手続きをしているので今回それも変えますということを、 |
| 0:45:58 | 変更理由の中に書いていただいた方がわかりやすいと思いますけど。 |
| 0:46:03 | まずはしっかり説明してください。 |
| 0:46:08 | と、一旦まず私から以上ですけど他にありますか。 |
| 0:46:23 | 規制庁仲ですけど。 |
| 0:46:29 | 一応、本日用意いただいた資料は、 |
| 0:46:35 | 申請の概要ということで、本資料、 |
| 0:46:39 | これ、提示されてますけれど、 |
| 0:46:42 | これは今のイメージとしては、 |
| 0:46:44 | 申請を受け付けたらですね多分審査会合をやると思うんですけど、 |
| 0:46:50 | それで使う資料だってそういうイメージなんでしょうか。経営戦略のタケ ツグです。そのご認識の通りです。 |
| 0:46:57 | わかりました。とりあえずそれはそれと。 |
| 0:47:01 | それで、まず申請の概要なので、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:47:06 | 申請書に対するですね。 |
| 0:47:09 | ええ。 |
| 0:47:13 | 当たり前ではあるんですけど申請書そのものに対する、 |
| 0:47:16 | 概要であって、 |
| 0:47:18 | 本日の資料を見ると、何か設計の概要みたいな感じでこうまとめられてるんですけど。 |
| 0:47:24 | まずその申請書としてどういう、 |
| 0:47:27 | その変更があったのかというところをですね、 |
| 0:47:31 | 正しく説明していただく必要があって、 |
| 0:47:36 | て、 |
| 0:47:38 | まず細かいところから言うと、 |
| 0:47:43 | と、 |
| 0:47:44 | 2 ページ目で 1 件申請の概要がありますけど、 |
| 0:47:49 | 申請日とかですねそうそうというのがいつかっていうところが全然なくて、 |
| 0:47:55 | まずいつこれ申請されたんですかっていうところぐらいの、 |
| 0:47:59 | 基本情報っていうのは書かないんですけど。 |
| 0:48:04 | 口頭で言われるのかもしれないですけど、 |
| 0:48:14 | あ、九州電力のタケツグです。はい。本資料については各類似の、或いは過去の申請の案件を元にマキカワの当社では作成したつもりではありますが |
| 0:48:26 | その申請日等の名記載が不足しているというようなご指摘をいただきましてちょっと記載の方は、見直しを行いたいと思います。 |
| 0:48:36 | はい、規制庁ナカセそこは適宜、申請の概要として、記載していただくとして、 |
| 0:48:44 | あとは次は結局今回ですね |
| 0:48:50 | 申請書において変更許可なので、何がどう変わったのかっていうところをですね、ちゃんと網羅的に記載していただく必要があって、 |
| 0:49:02 | どう、 |
| 0:49:03 | 一応、 |
| 0:49:04 | 許可本文がですね、 |
| 0:49:08 | 従前のすでに許可を終えたものからどう変わってるかっていうのを網羅的に書いてあるかどうかなんですけれど。 |
| 0:49:16 | それはここで今網羅的に書いてるといえるのかどうかなんですけど 2 ページ目で |

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:49:25 | 高燃焼度燃料の主要主要で現行から高燃焼度燃料効果ありますっていう、 |
| 0:49:31 | 主なことは書いてあるのでこちら辺で概ねその燃料体、 |
| 0:49:37 | 字体わあ、 |
| 0:49:40 | 藤秀奈氏は書いてあると思うんですけど先ほどいろいろ、 |
| 0:49:44 | 何かほう素濃度を変えますとか、そそういうような話もありましたよね。それも結局だから現行の、 |
| 0:49:52 | その許可申請書から今回のものについて、ある程度いろいろこの燃料以外のところも変わってるようなところがあってそういうものがちゃんと書かれてるかどうかなんですけどそこは書かれているのでしょうか。 |
| 0:50:06 | 九州電力のタケツグです。現状の資料の構成といいますと、今年使用する燃料の変更となりますんで、その燃料の概要、変更の概要ということに記載しております |
| 0:50:18 | その他についてはその燃料を入れることによる影響が問題ないということを示すような構成になっており、本文の内容、変更内容、 |
| 0:50:28 | を網羅的に記載しているというような内容。 |
| 0:50:31 | 間は言えないような内容となっておりますので、 |
| 0:50:37 | 本文の内容を網羅的に記載すべきというコメントをいただきましたと思いますのでちょっとこちらについても |
| 0:50:45 | 本文がどのように変更となったのか、説明できるような内容に修正させていただきたいと思います。以上です。 |
| 0:50:57 | はい。貴重なカセ、これは先ほど私が言ったその結局これは燃料の設計の概要の説明資料になっていて、 |
| 0:51:03 | 申請書の、 |
| 0:51:04 | 変更申請としての概要になってないので、そこはそのまま燃料中心にはなると思うんですけど。 |
| 0:51:11 | それ以外についての、 |
| 0:51:15 | 補本文なりテンパチまでちょっと広げ過ぎないかもしれないですけど、 |
| 0:51:19 | 事細かに書く必要はないんですけど、 |
| 0:51:22 | 主な他の |
| 0:51:24 | 項目、それから、このページ以降に続く後の条文との関係で関係するようなところは、 |
| 0:51:33 | 少しですね、記載をしていただいた方が、 |
| 0:51:37 | 理解は申請の概要として理解することはできんのかなというふうに考えてますんでそこはお願いします。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:51:45 | 先ほどほう素濃度ってのはこれもほ、本部です。 |
| 0:51:50 | そのものについては本文にははい、記載していたと。 |
| 0:51:55 | 少々お待ちください。 |
| 0:52:00 | 九州電力の武智です。本部の方に記載してございます。そうするとそれがここに何か変わってるのかわかってないかよくわからないままなんか通り過ぎてるところがあって、 |
| 0:52:09 | そういうところをちょっと正確に記載していただいた方がいいかなと。 |
| 0:52:13 | それから、あとは、一応今回その3号、4号の |
| 0:52:21 | 高燃焼度燃料の使用という、 |
| 0:52:24 | ことを言いつつ、その3号についても、ある程度条文整理という形で、 |
| 0:52:30 | 関係するものを後の方で取りまとめていると思うんですけど、 |
| 0:52:35 | それぞれの4号の申請と先ほどちょっと話があったと思うんですけど4号の申請としての位置付けと、3号としての今回のこの申請ということなんですよね一応ね、 |
| 0:52:46 | としての位置付けそれぞれがですね、どういう位置付けで |
| 0:52:50 | 申請されたのかっていうところがですね。 |
| 0:52:55 | ちょっと正確に記載されてるのかどうかっていうところがわからないとこあって3ページ4ページ目を見ると、 |
| 0:53:03 | 何となく3ページのね燃料のところは4号の申請としての、 |
| 0:53:08 | ことであるという、 |
| 0:53:10 | ことでありつつ、 |
| 0:53:11 | 先ほどの話ありましたけど4ページ目でそのなお書きみたいな感じなんです、3号もちょっとこんなところが変わるみたいな話をしていますけど、ここ、これだけではなくて多分実際は、 |
| 0:53:22 | 関係する条文、 |
| 0:53:24 | としてのですね、変更をしているかと思うので、 |
| 0:53:28 | 4号の申請としてはまず小本部、あくまでもこれはその申請書ベースとしてですね、 |
| 0:53:34 | 本文に関係するここイトウを変更することとして、申請、 |
| 0:53:41 | されるものって3号についても、こういうその変更内容それから評価を改めるというところがあるのでそれについてもあわせてその申請内容に盛り込まれていると。 |
| 0:53:53 | いうところがですね、わかるようにですね。 |
| 0:53:58 | 記載していただきたいと思うんですがいかがですか。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:54:03 | 九州電力のタケツグです。ご指摘の通り修正させていただきたいと思 います。はい。それは何でそういう話をしてるかって結局 |
| 0:54:13 | どう、 |
| 0:54:16 | 殊、適合のための設計方針というのが、5 ページ目以降 2、 |
| 0:54:23 | 5、 |
| 0:54:24 | 各関係する条文に対してこういう設計方針をしますと言ってですね。 |
| 0:54:32 | で、 |
| 0:54:35 | 今回の申請でいうと、 |
| 0:54:37 | 括弧で 4 号炉に関係するのは 4 号炉と書きつつ、 |
| 0:54:42 | 例えば 8 ページ目ぐらいからですね、加古さんゴールドがいきなり出て きてですね。 |
| 0:54:48 | これが何で急に 3 号炉でこんなのが出てくるんだっていうところが、 |
| 0:54:53 | 先ほどの最初のその説明のですね、関係において、全く繋がりがよくわ からなくて、 |
| 0:55:01 | 3 号がそもそもどういう位置付けで、こういう申請をするのでっていうこと であると、そのあとの、この |
| 0:55:10 | 13 ページとか、そそういう自由、 |
| 0:55:15 | 先ほど 3 号炉が書いてあるところで言うと、 |
| 0:55:19 | へえ。 |
| 0:55:20 | 8 ページですか 8 ページとかそういうところで 13 条。 |
| 0:55:25 | において 3 号についてもこういう対象条文として、評価をすると繋がる ので、そこがちょっと今、全然何か 3 号がですね、 |
| 0:55:34 | 何のためにこれは何がそもそも変わっていかは、変えようとしていて、 何を表、表、設計方針として語って評価をするのかと。 |
| 0:55:45 | いうところが何なのかっていうのがよくわからないので、 |
| 0:55:49 | それを明らかにした上でそれに基づいて、設計方針として |
| 0:55:55 | こういう関係する条文でこういう評価をしていますという繋がりがです ね、わかるようにしていただけないでしょうか。 |
| 0:56:06 | 九州電力のタケツグです。小関ありがとうございます記載については検 討させていただきます。はい。 |
| 0:56:11 | あとはですね、まとめていってしまいますと、ここの、 |
| 0:56:17 | と、 |
| 0:56:19 | 5 ページ以降のですね、適合のための設計方針というのが関係する条 文ですというふういきなりこう出てきてるんですけど、 |
| 0:56:29 | ここに書いてある条文以外についてですね。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 0:56:33 | どういう整理をしたのか。 |
| 0:56:37 | 整理をした結果が多分これ、抽出されてると思うんですけど。 |
| 0:56:42 | そこはですね、ちょっと見えないので、 |
| 0:56:47 | 通常の多分申請概要であればですね、とりあえず全条文を列記した上で、関係する条文は、これが0でこれが300でこれはバツだみたいな。 |
| 0:56:59 | そういうものを、多分ですね、補足説明資料の方でできると思うんですけど。 |
| 0:57:05 | そういう、サーベイをした結果としてこれ出してるということかと思っていて、 |
| 0:57:11 | 条文が少ないものであればですねこれはこれでこれだけで確認をしていくというのもあるんですけど、 |
| 0:57:19 | 今回は、関係する条文に加えて3号と4号でそれぞれ適用する条文が違うというのがですね、 |
| 0:57:28 | そこがパッと見てよくわからないところがあって、 |
| 0:57:32 | 何かこう細かく見ていくとコガでいきなり3号炉が出てきて、出てこなかったみたいなのがよくわからないところがあったので、 |
| 0:57:39 | その環境例えば参考とか2の方にですね、多分補足でつけてるような、 |
| 0:57:45 | ものあると思うんですけど、全体として、関係する整理条文としてどう、どういうふうに整理をしたのかというのをですね、 |
| 0:57:54 | 参考でつけていただいた方が、3号炉4号炉の申請の位置付けというところをですね少し、 |
| 0:58:01 | 会合等でもですね、いろいろ議論するな上でですね、 |
| 0:58:08 | 効率的に確認ができるのかなという気がしますのでちょっとそこは検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。 |
| 0:58:16 | 九州電力のタケツグです。今の、 |
| 0:58:20 | ナイトコメントに関しては、補足説明資料に記載、通常記載してある条文の整理表というものを、この審査会合資料のパワポ。 |
| 0:58:28 | パワーポイントの参考資料の方に落とすようなイメージということによろしいでしょうか。 |
| 0:59:02 | 九州電力のタケツグで承知いたしました。 |
| 0:59:23 | 規制庁鈴木です。 |
| 0:59:26 | ナカガワの方からちょっと資料以外のところも全部踏み込んで、何か話が出てきたので、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 0:59:33 | 今日の説明資料以外で申請者の方で確認をしていきたいんですけどよろしいですか。 |
| 0:59:43 | まずこの資料、今日の説明資料の中で、 |
| 0:59:47 | 5 ページ以降で適合を説明していて、 |
| 0:59:51 | セイキ適合のための設計方針を説明している。 |
| 0:59:55 | ところなんですけれども、 |
| 0:59:59 | ちょっと一番最初の 4 条からもうすでにわからなくてですね。 |
| 1:00:06 | 耐震に関わる話って、 |
| 1:00:10 | 実用炉則くうの三条 2 号、 |
| 1:00:16 | Aでいうと、 |
| 1:00:19 | ρにあたって要するに本文の、 |
| 1:00:22 | 本文 5 号の中の 6 項に当たるかと思うんですけど、 |
| 1:00:29 | 申請している変更の内容としては箱だけですんなっていて、なぜ 6 項の変更がないのに、わざわざ 4 条の適合の説明を、 |
| 1:00:41 | テンパチの方で載せているのか、適合って、これそもそも、 |
| 1:00:46 | 本文に書いてある設計方針について、その適合性を説明する話なので、今回変更しないのであれば、 |
| 1:00:54 | 何で 40 を乗せてくるのかが理解できません。 |
| 1:00:58 | そういった意味で、この |
| 1:01:00 | パワーポイント、今日の説明資料の 5 ページ以降の、 |
| 1:01:04 | 設計方針適合のための設計方針と言っているところで、ちょっと簡単にいいので、 |
| 1:01:11 | ここの今日の説明資料で書いてあるこの内容が、本文の、 |
| 1:01:18 | 午後 15 を含めてですね、どこに記載しているものなのかっていうのをちょっと簡単に紹介していただけますか。 |
| 1:01:25 | 九州電力のタケツグです。 |
| 1:01:29 | 今ご指摘いただいた通り今回の申請に関して第 4 条に関する、 |
| 1:01:35 | 当本部の記載事項については変更はございません。当社の認識としては、 |
| 1:01:42 | 今回の燃料集合体を公営高燃焼度燃料に変更するにあたって第 4 条の方で被覆管の閉じ込め機能、 |
| 1:01:49 | 維持というところが求められておりますので変更する燃料に関してもその閉じ込め機能維持、 |
| 1:01:56 | について対象となり御説明が必要というところかと認識しておりましたので、第 4 条についても申請対象としておりました。以上です。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:02:11 | 規制庁鈴木です。閉じ込め機能については、 |
| 1:02:15 | 現在使用している。 |
| 1:02:17 | 燃料タイプでも、もうすでに、 |
| 1:02:21 | 適用になっていて、その手続きも進んで、 |
| 1:02:24 | いると思っておりますので、 |
| 1:02:28 | その話を、今回、 |
| 1:02:32 | あえてなぜ設置変更の場で、 |
| 1:02:37 | 何かこう適合をうたわなきゃいけないのかよくわからなくて、もうすでにその |
| 1:02:42 | 方針は、現行燃料の方針として、 |
| 1:02:46 | 許可の範囲内にあつて、手続きも進んでいる。 |
| 1:02:50 | 話だと思ってるし、 |
| 1:02:52 | さらに付け加えて言えば、閉じ込め機能の規則がこれが、 |
| 1:02:58 | 改正されて、 |
| 1:02:59 | 手続きが必要となった時において、 |
| 1:03:02 | 設置変更してないはずなんですわ。 |
| 1:03:06 | 多分設工認だけの基本設計方針の見直しだけじゃ、これ先行しました。 |
| 1:03:12 | じゃあしたんであればそこが変わらないんだったら、 |
| 1:03:15 | 今回変わらないんですよ。 |
| 1:03:17 | なぜ、もうもう一度、適合の、 |
| 1:03:20 | ための設計方針をうたつてかつそれを、 |
| 1:03:24 | 私はこれ本文書いてないので、申請してないと思ってるんですけど、なぜそこ言わなきゃいけないのかちょっと、まずいきなりわからない。 |
| 1:03:48 | 九州電力のタケツグです。当社の申請対象の整理としては、まず申請書に変更があるかどうかというところがありますが、 |
| 1:03:58 | それに加えて今回燃料変更となりますので、変更となった燃料に対して条文で、 |
| 1:04:05 | 燃料に対する要求があるのであれば改めて方針が変わりませんということの説明する必要があるかと考えまして、申請対象と |
| 1:04:14 | なると考えておりましたが、今いただいたコメントについては |
| 1:04:23 | 燃料が変更になっても、設計方針が変わらなければ、本文記載内容が変わらなければ、申請対象とはならないという、 |
| 1:04:33 | 理解でよろしかったでしょうか。 |
| 1:04:37 | 規制庁鈴木です。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:04:39 | 別にコメントしたつもりはなくて、なぜ変更申請していないのに、適合性を説明されるんですかってお聞きしてるだけで、 |
| 1:04:51 | 規制手続きとして、 |
| 1:04:53 | 申請変更申請しないものについては、 |
| 1:04:57 | 別に処分もしないので、 |
| 1:04:59 | そこを審査してくださいと言われても、審査のトリガーがないです。 |
| 1:05:06 | でも九州電力としては何か説明したいっていう、何か |
| 1:05:12 | 思いは、 |
| 1:05:15 | 燃料タイプ変えて新しい、 |
| 1:05:18 | 適用になるものなのでっていう、 |
| 1:05:21 | そういうことなんですか。そうするとそういったものも全部申請している。 |
| 1:05:25 | 或いは審査して欲しいということですか。 |
| 1:05:29 | この四条だとか六条とかね。 |
| 1:05:34 | そういうのも間んすべてにおいて、例えば、 |
| 1:05:38 | 後で聞こうと思ってるんですけど、1012 条の単一故障についても、 |
| 1:05:44 | 年齢を変更して、その年、新しい燃料タイプで期待する安全施設についての、 |
| 1:05:51 | 審査をして欲しいと。 |
| 1:05:53 | でも、施設安全施設そのものはもう審査済みですよ。 |
| 1:05:57 | ちょっとその辺がちょっとよくわからなくてですね、 |
| 1:06:03 | いい意味は二つの話が入り込んで、46 条についての話と 12 条の話は大分には、位置付けが違ってらるんですけど、 |
| 1:06:12 | まず 46 条の話からすると、 |
| 1:06:17 | 審査を |
| 1:06:20 | してもらべきだという、何かしらの九州電力の |
| 1:06:26 | 手続きの、 |
| 1:06:31 | 何か考え方、 |
| 1:06:33 | 或いは、 |
| 1:06:34 | これが要領、業務要領があるのかどうかわかんないですけど、 |
| 1:06:38 | そういう九州電力等の手続きの要領の中にあって、 |
| 1:06:42 | それはちゃんとしっかり説明して、審査してもらべきだっていうような、何かそういう決まりがあるってことなんですか。 |
| 1:06:53 | 九州電力のタケツグです。当社の中で燃料化だからと、この場ミナミでいけない。審査いただかないといけないとかそういった決まりは特にあるわけではございません。 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:07:04 | 今回燃料を変更するにあたって当社の中でどの条文が、 |
| 1:07:08 | 申請が必要かなというところを整理した中で、 |
| 1:07:12 | 燃料が変わるので、4条、例えば四条の被覆材についても適用となるので適用対象となるのではないかと思い今回申請してるものになります。 |
| 1:07:23 | 多分これ先ほど仲川が指摘したことと全く同じで、 |
| 1:07:27 | 結局、何を変更しようとしてるから、4条適合を、 |
| 1:07:33 | 確認しようとしてしようとしているして欲しいと思っているっていう切り口なのか。 |
| 1:07:39 | それともそうじゃなくて、設備側から見て、いやそれは四条関係あるから四条審査して欲しいですってことなのかっていうので、すれ違ってる気がします。 |
| 1:07:49 | 我々説明して欲しいのは、 |
| 1:07:53 | 許可の手続きとして、すでに |
| 1:07:56 | 許可を経ている内容から、どこを変更するので、 |
| 1:08:00 | それについて、 |
| 1:08:02 | 審査をするという、 |
| 1:08:04 | 我々の切り口はそういうことなんです。で、それに対してどういう説明をしてくるかっていうところを聞きたいのであって、 |
| 1:08:12 | 設備をこう変えるからその設備はこの条文に関わっているんで、その説明をします。でも申請書には書いてないですけどねって言われちゃうと、我々何したらいいのかわかんないんですよ。 |
| 1:08:26 | 技術的なところはいいですよ、技術的にはそうだっていう説明はしていただいてもいいと思うんですけど。 |
| 1:08:32 | 基準適合という話になるとこれは手続きの問題になるので、 |
| 1:08:36 | 手続きの観点からすると、何か話がやっぱずれて入口がそもそも違ってるんじゃないかなっていう気がしますというところです。 |
| 1:09:00 | ここの場で、 |
| 1:09:03 | 整理し直すこともできないのもう一度整理してもらって、 |
| 1:09:07 | 説明をするときに何の観点で説明したいのか。 |
| 1:09:11 | そういったところも含めて、その時は、 |
| 1:09:15 | 同じように、各じゃなくては、分けて書いてください。 |
| 1:09:18 | 単純に技術的な説明をしたいということであれば技術的な説明として説明していただければ結構ですし、そうじゃなくて、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:09:26 | 手続きとして、こういう手続きをしたいということであればそちら側は、そっちの話として説明してくれればいいです。 |
| 1:09:35 | そういう、そういう観点で今日の、 |
| 1:09:37 | 5 ページ以降の、 |
| 1:09:38 | 適合のための設計方針のところ、き方を変えますけど、 |
| 1:09:43 | 申請している部分。 |
| 1:09:45 | はどれに当たりますかってちょっと説明していただきますので、その何ページのあたりにそれが書いてありますということ、 |
| 1:09:53 | 簡単に説明していただけますか。 |
| 1:10:14 | はい。 |
| 1:10:14 | 九州電力のタケツグです。今回申請性条文、 |
| 1:10:19 | 当社で申請と整理した条文の中で申請書が変更になってる条文というところで、 |
| 1:10:29 | 申請書本文の変更となりますと、13 条と、 |
| 1:10:34 | 10、15 条。 |
| 1:10:37 | 16 条。 |
| 1:10:41 | 25 条。 |
| 1:10:46 | 27 条。 |
| 1:10:48 | 34 条となります。 |
| 1:10:50 | 以上です。 |
| 1:11:06 | はいそれ、その |
| 1:11:09 | 変更している、その申請書の該当ページを簡単に、 |
| 1:11:14 | このあたりですっていうのをちょっと言っただけですか。そうしますと、 |
| 1:11:19 | 九州電力のタケツグです。 |
| 1:11:21 | 申請書、 |
| 1:11:25 | で言いますと、まず、申請書 10 ページの方に本文 5 号の、 |
| 1:11:30 | 記載がございますが、発電用原子炉の賛成、 |
| 1:11:36 | Aポツ 4 号炉(1)の発電用原子炉の炉心というところがまず 15 条に該当すると考えております。 |
| 1:11:43 | 12 ページ(2)燃料タイ続きますがこちらも 15 条になるかと考えます。すみません |
| 1:11:51 | せっかく資料作っていただいているんで、資料の何ページのところとそれが紐づいているのか。 |
| 1:11:58 | はい。放出量の何ページか。九州電力のタケツグです。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:12:05 | 申請書の 10 ページ、発電用原子炉の炉心については 15 条になりましてパワーポイントで言うと、 |
| 1:12:14 | パワーポイントの右肩 9 ページの 15 条炉心等、 |
| 1:12:20 | 2、 |
| 1:12:20 | 該当します。 |
| 1:12:30 | 次申請書で言いますと、(1)(2)燃料体になりますがこちらも同様に 15 条というところになります。 |
| 1:12:44 | 次に申請書 15 ページからになります、2 ポツの核燃料物質の取扱設備自動施設の構造及び設備というところになりまして、 |
| 1:12:59 | はい。4 号炉の核燃料物質の取りかえ、取り扱い設備の構造というところになります。こちらについては、パワーポイント資料で言うと、 |
| 1:13:10 | 右肩 16 ページの 25 条が該当します。 |
| 1:13:15 | 16 ページの(2)、ね核燃料物質の貯蔵設備の構造及び貯蔵能力及び次のページの(3)の核燃料物質症状、 |
| 1:13:24 | 用冷却設備の構造美冷却能力についても同様です。 |
| 1:13:31 | 次申請書、18 ページ、 |
| 1:13:35 | 当方の原子炉冷却系施設、系統施設の構造及び設備、 |
| 1:13:41 | 非常用炉心冷却設備になりますが、こちらについては、 |
| 1:13:47 | 燃料、 |
| 1:13:49 | 燃料取替用水ピットのほう素濃度の変更ということで 19 ページ側のほう素濃度の変更になりますが、こちらについてはほう素濃度の変更となりますので、 |
| 1:13:59 | パワーポイントの 16、 |
| 1:14:01 | 9 ページ、25 条の反応度制御系統及び原子炉、 |
| 1:14:05 | ベースケーとに該当すると考えております。 |
| 1:14:11 | 次、申請書 20 ページの E の計測制御系統施設の構造及び設備ということで、4 炉 4 号炉制御。 |
| 1:14:19 | 4 号炉(3)制御設備になりますがこちらについても 2 次、同様に 25 条と。 |
| 1:14:25 | の変更該当すると考えております。 |
| 1:14:37 | 九州電力の織田です。申請書 21 ページ。 |
| 1:14:42 | 本部 9 号の発電減少施設における放射線の管理に関する事項。 |
| 1:14:47 | これにつきましては |
| 1:14:50 | 27 条ですので、パワーポイント資料の 20 ページ。 |
| 1:14:56 | 伺いといたします。本部 9 号については、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:15:00 | 以上でして、 |
| 1:15:06 | 続きまして本文 10 号では、申請書 24 ページ、ここにつきましては 24 ページの、運転時の異常な過渡変化につきましては 13 条、 |
| 1:15:24 | パワーポイント資料の 8 ページになります。 |
| 1:15:29 | 続きまして本文 15 続きますが、 |
| 1:15:33 | すいません今のが 3 号、失礼しました。 |
| 1:15:37 | 浅香さん。 |
| 1:15:39 | 安否はそうですねすいません運転時の異常な過渡変化が、 |
| 1:15:46 | 13 条で続きまして、 |
| 1:15:48 | その申請書の、 |
| 1:15:53 | 37 ページですね、6 項の設計基準事故に関しても 13 条、パワーポイント資料の 8 ページになります。 |
| 1:16:02 | 続きまして、 |
| 1:16:14 | えっと申請書の 54。 |
| 1:16:17 | ページですね。は、ハの箱の重大事故に至る恐れがある事項。 |
| 1:16:23 | また重大事故については 37 条、 |
| 1:16:32 | パワーポイント資料 21 ページになります。 |
| 1:16:36 | 本文はこれで以上になります。 |
| 1:16:53 | はいありがとうございます。 |
| 1:17:06 | そうすると、規制庁スズキでそうすると、 |
| 1:17:10 | やはり今日の資料の、 |
| 1:17:13 | 5 ページからの四条、 |
| 1:17:16 | 六条、 |
| 1:17:18 | 12 条については、 |
| 1:17:22 | 手続きとして変更はないと。 |
| 1:17:26 | いう。 |
| 1:17:27 | ふうに、 |
| 1:17:28 | 受けとめましたので、そういうす。 |
| 1:17:32 | 説明をされるものは資料直されるかどうかは我々は特段気にはしませんけど、 |
| 1:17:38 | 説明をされるということについては、その辺しっかり切り分けて、 |
| 1:17:43 | 説明をしていただきたいのと、 |
| 1:17:47 | それからそうすると、やっぱり申請書っていうのはこれ手続きをする書類なので、 |
| 1:17:53 | テンパチの第 1 章で、今言った条文の適合の説明が入っているのは、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:18:01 | 何かちょっと違うんじゃないかなっていうふうに、 |
| 1:18:04 | 言ってます。 |
| 1:18:05 | もし、もしこれ必要だってことであれば、その必要性も含めてちゃんと説明を、 |
| 1:18:11 | していただきたい。 |
| 1:18:13 | ということ等で、今後我々審査していくにあたって申請書もちょっと読み込んでいきますけど、 |
| 1:18:22 | 基本はですね。 |
| 1:18:24 | 本文に書いてある。 |
| 1:18:25 | こと。 |
| 1:18:26 | 本文 55 に書いてあることは、 |
| 1:18:29 | テンパチで、 |
| 1:18:30 | さらに詳細が少し語られていると思ってますけど、 |
| 1:18:35 | ほぼに書いてないことがテンパチに書いてある。 |
| 1:18:38 | 或いは本文 15 に書いてないことが添 10 に書いてある。 |
| 1:18:41 | 或いは、 |
| 1:18:42 | 本文 9 号に書いてないことが添 9 に書いてある。 |
| 1:18:44 | てなると、それもちょっとよくわからなくなってしまうので、 |
| 1:18:48 | そういった観点でも、 |
| 1:18:51 | もし何か九州電力の方で、 |
| 1:18:54 | 今言ったようなその手続きとしての整理、 |
| 1:18:57 | が十分じゃないなっていうところがもしあるのであれば、適宜言っていただきたいなという。 |
| 1:19:04 | そう。 |
| 1:19:06 | 今日今日じゃなくても結構です。今日の時点でも何か話したことがあれば言っていたら結構ですけど。 |
| 1:19:12 | どうぞ。 |
| 1:19:13 | 九州電力の織田です。12 条の先ほどご指摘ありました静的機器の単一故障の件ですねこちらの本文には、 |
| 1:19:22 | 変更はありませんが、添付書類 10 のほうに評価結果を一部記載しているところがありましてちょっと今回そういった経緯で最初、入れさせていただいてるんですけど本部に変更ありませんので 46 条と同じ。 |
| 1:19:35 | 整理になるかと思しますのでちょっとそこは、また、今後、 |
| 1:19:40 | 検討させていただければと思います。 |
| 1:19:43 | はい。添付書類については、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:19:48 | まあ書き方をどう書くか、変わってないところもって、テンパチもテンジュウも書きませんってなっちゃうと読めないところが、 |
| 1:19:57 | 全体通して読めないところがあるのでその流れで、 |
| 1:20:01 | テンパチは書いてあります。テンパチテンジュウは書いてあります或いは. 9 が書いてありますということであれば、 |
| 1:20:07 | そういうふうな説明をしていただければ結構かと思いますただ、 |
| 1:20:12 | 本文に何も書いてない、全く違うん、関係ない項目がぽろっと。 |
| 1:20:18 | 添付書類に出てきたりは、テンパチ. 9. 10 に出てくると。 |
| 1:20:22 | そもそもこれ何の審査のためにこれが出てくるんだっけっていうところになっちゃうので、それについては、 |
| 1:20:28 | アノな。 |
| 1:20:29 | もしそういうのがあるんであれば、ああし、 |
| 1:20:32 | 何か理由があれば説明してもらいたいし、 |
| 1:20:35 | 不要であれば、それは関係ないよねっていう話になると思うので、そういうしかり、 |
| 1:20:41 | 手続きとしての書類である申請書の書き方がちゃんとできてるかどうかも含めて、何か気づきがあれば、改めて行っていただきます。よろしくをお願いします。 |
| 1:20:52 | 以上です。 |
| 1:21:14 | 継承中です。ちょっとコメントを。 |
| 1:21:17 | かぶるところもあるんですけど、対象情報をどう考えるかっていうところはですね、 |
| 1:21:24 | 多分そういういろいろ申請者によってばらつきみたいのはあるかもしれないんですけど、 |
| 1:21:29 | ある程度今回の申請台が今回の申請としてですね、どういう方針で |
| 1:21:35 | 対象とするのかしないのか。 |
| 1:21:37 | 場合によってその記載が変更がなくてもですね、それ、変更がないことの確認っていうような、 |
| 1:21:44 | 言い方もあるのかもしれないでしょうしそこは別にこうあるべきだとうちから言うわけではないんですけど、 |
| 1:21:50 | これまでいろいろ、他の案件とかもですね、いろいろこうやってきた中での御社としての考えもあるでしょうし、 |
| 1:21:58 | そういうところがですね、一応その申請書の変更ありなしも含めて、 |
| 1:22:04 | それがそもそも、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:22:06 | ちゃんと本文なり添付等の関連でですね整理されてるかどうかというのは |
| 1:22:12 | 一度、もう一度確認をしていただくとともにですね、それを踏まえての対象条文のあり方として、 |
| 1:22:20 | それは必ずしもその変更があるとこところだけではなくてですね変更ない部分も含めてどう考えるのかと。 |
| 1:22:27 | いうところがですね一応御社としての考えがですねわかるように説明していただければですねそれはそれでその方針に沿ってですね。 |
| 1:22:35 | ちゃんと説明していただくということでよいかと考えてますので、今、特段ですねこれを0とすべきだとこれをバスとすべきだというふうに、我々の口から別に、 |
| 1:22:46 | 持つことはないのですね、ちょっと我々の問題意識を踏まえてですね少し考え方を整理して、 |
| 1:22:51 | 今後説明していただければというふうに思います。以上です。 |
| 1:22:56 | QCDのタケツグで承知いたしました。 |
| 1:23:10 | 規制庁鈴木です。今日の資料に関連しては、以上なんですけれども、 |
| 1:23:17 | 九州電力からほかに説明がなければ、ちょっともう申請書の記載について、 |
| 1:23:23 | 読んでてわからないところが、 |
| 1:23:26 | あるので、確認しといて、 |
| 1:23:29 | 聞きたいんですけど、もうそういう状態に入って大丈夫ですか。 |
| 1:23:42 | 季節をイトウです。 |
| 1:23:46 | すいませんちょっと先に先ほど12条で、添10だけ変わるっていうのは具体的には、 |
| 1:23:54 | ページ数でいうとどこが変わって、 |
| 1:23:58 | 九州電力のオダですいません少々お待ちください。 |
| 1:24:41 | 戻しました九州電力の尾田です。添付書類10の4号の3-38ページから、転写理事の |
| 1:24:53 | 3ポツの環境への放射性物質の異常。 |
| 1:24:56 | ホース。 |
| 1:24:58 | という項目がございまして、 |
| 1:25:00 | その中の、 |
| 1:25:11 | すいません少々お待ちください。 |
| 1:25:26 | あ、原子炉冷却材喪失の。 |
| 1:25:32 | あ、すいません。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:25:33 | 10－(4)－3の51ページの、 |
| 1:25:37 | 3ポツ4ポツ4ポツの結論のところを書いてございまして、 |
| 1:25:42 | これ原子炉冷却材喪失の結果、結論ところなんですけど静的機器の単一故障。 |
| 1:25:49 | ということで、評価を書いております結論の下から2行目のところですね約0.11ミリシーベルト。 |
| 1:25:57 | そういうところのアノ評価結果を記載をしているところがまず一つになります。 |
| 1:26:04 | どうします。ちょっと他にもありますので少々お待ちください。 |
| 1:26:07 | あ、すいません要するにこれと似たような感じで、ちょっと変わってるっていうイメージですかね。そうです。 |
| 1:26:16 | はいありがとうございます。それで、 |
| 1:26:19 | ちょっと今日のここまでのヒアリング、不 |
| 1:26:24 | 振り返りというか確認をしたいんですけども、何か、 |
| 1:26:28 | ホワイトボードとかであれば映してもらってもいいですけどちょっとこちらから言ったこと、どういうことを言われたかっていうのを、説明してもらえますか。 |
| 1:26:50 | おそらくそれが伝わっていないと、次にも繋がらないので、 |
| 1:27:06 | 九州電力のタケツグです。当間本日いただいたコメントについて当社の認識をご説明させていただきます。 |
| 1:27:14 | まず申請の理由について燃料を申請した。 |
| 1:27:19 | 理由というところと、気象今回気象が変更しておりますが気象変更した理由というところを、 |
| 1:27:26 | 切り分け、 |
| 1:27:29 | この申請が、この申請書はどういう申請なのかっていうところのす。 |
| 1:27:37 | 説明をするというところがまず1点あると考えております。 |
| 1:27:43 | もう1点審査会合資料の構成なんですけど現状ちょっと申請書の本文の変更理由が網羅的に記載されていると。 |
| 1:27:53 | というような構成となっておりますのでちょっと記載内容の方を見直して申請、 |
| 1:27:58 | その変更かつ変更内容がわかるような資料に修正するところ。 |
| 1:28:03 | あると思います。 |
| 1:28:05 | あと条文末審査会合資料の最後の方に条文整理、どのような考え方で条文整理をしたかっていうところですね、補足説明資料の条文整理表のような資料を添付すると。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:28:24 | はい。あと |
| 1:28:25 | 条文整理についてはどのような、何が申請、当社としてなぜ、 |
| 1:28:33 | それを申請と考えるのかというところをちょっと考え方を整理すると、 |
| 1:28:38 | いうところがあるかと思えます。 |
| 1:28:48 | 以上です。 |
| 1:28:58 | はい、ありがとうございました。とりあえず、 |
| 1:29:02 | はい。 |
| 1:29:05 | この後もヒアリングとちょっと続けますけど、とりあえず今の時点でその資料についてはいつごろまでをめどに出されるつもりですか。 |
| 1:29:31 | ちょっと現段階、九州電力タケツグです。現段階では1週間をめどとしても20日、 |
| 1:29:40 | 失礼しました。 |
| 1:29:42 | 1月27日、 |
| 1:29:44 | を提出としたいと考えます。以上です。 |
| 1:29:53 | はい。承知します。そうそうです。 |
| 1:30:50 | はい、承知しました。ちょっとまた東京支社経由でスケジュールとか調整してもらってもいいんですけどもとりあえず今の時点で承知しました。はい。 |
| 1:30:58 | 九州電力の田仲ですけども、何かその会合のめどがあるのであれば、当社としては、もう一度ヒアリングを、 |
| 1:31:10 | させていただいた方がいいのかなあと、今日かなりコメントいただいたんですね。 |
| 1:31:16 | なので、それ、めどがあるならそれに合わせて資料の作成とかちょっとしていきたいと思えますので、何かそういっためどがあるならちょっとお聞かせいただければと思います。規制庁鈴木です。 |
| 1:31:31 | まず日程のイメージですけど、 |
| 1:31:45 | 監視、 |
| 1:31:48 | まだ確定してないですけど、 |
| 1:31:52 | 審査会合、申請の概要を説明してもらうのは、今んところ2月の6日の週を、 |
| 1:32:02 | 考えています。 |
| 1:32:06 | それに向けて、資料を直される。 |
| 1:32:11 | 今話があったので、別に直されたもので、 |
| 1:32:15 | 会合をやれば良いと思うんですけど、それについてもう1回ヒアリングがいるかどうかって言う話ですけど、それ見ていないとわからないし、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:32:25 | かつ別にヒアリングやろうがやる前が、 |
| 1:32:29 | 確認しなきゃいけないことは審査会合で変わらないので、 |
| 1:32:36 | 資料のできについて、我々、特段、 |
| 1:32:39 | ヒアリングをするつもりもないですし、ヒアリングは、中身の事実確認について、我々が必要だと思ったらやるだけですので、 |
| 1:32:47 | 九州電力からヒアリングさせてくださいっていうようなこともないと思ってますので、 |
| 1:32:55 | とりあえず出していただければ、 |
| 1:32:57 | いいです。 |
| 1:32:59 | で、 |
| 1:33:00 | 何か |
| 1:33:02 | その手続きとして懸念があるとか、 |
| 1:33:05 | 或いは今後の |
| 1:33:08 | 何か対応として、 |
| 1:33:10 | 何か懸念があるのであれば、いつでも言っていたらそれは聞きますので、九州電力が何か申し入れとか、 |
| 1:33:19 | 何かしたいっていう話んところは、 |
| 1:33:24 | ヒアリング、 |
| 1:33:25 | ではないと私は思っているので、 |
| 1:33:28 | 単純に、 |
| 1:33:31 | 相談したいことがあれば言ってください。 |
| 1:33:34 | ということですのでもう1回ヒアリングをしたいんですけどっていう話は、 |
| 1:33:39 | 我々が21日に資料を受け取ってから考えます。 |
| 1:33:43 | よろしいでしょうか。 |
| 1:33:45 | はい。九州電力の田中です。了解しました。 |
| 1:33:56 | 規制庁と下水では |
| 1:33:58 | もうちょっともうすでに時間があと、 |
| 1:34:03 | 20分ぐらいですけど、聞けることだけ聞けるところまでちょっと、 |
| 1:34:09 | 聞いちゃおうかなと思ってます。まず申請書の本文、 |
| 1:34:14 | 午後、20ページですけども、 |
| 1:34:24 | aポツ4号炉と両アラビア推量(1)ローマ数字、両括弧2、 |
| 1:34:31 | ポツ、最高燃焼度のところなんですけど、 |
| 1:34:35 | このただし書きの、 |
| 1:34:38 | 44万8000メガワットでパートンを、 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:34:43 | ただし書きってこれ、手続きとして何何何をしたいのかちょっとよくわからないので、 |
| 1:34:48 | 説明してもらえますか。 |
| 1:34:53 | 九州電力のタケツグです。こちらのただし書きについてまず第 1 から第 18 領域というのが何を示しているかという、 |
| 1:35:01 | あと燃料については製造するキャンペーン、製造する。 |
| 1:35:09 | 時期ごとに第 1 領域とか第 2 領域とかそういった呼び方をしておりまして、これ、 |
| 1:35:16 | 大重量 18 領域までは、今回申請する高燃焼度燃料ではなく、これまで使用してきた燃料、 |
| 1:35:24 | を使用しますということで最高燃焼度は大重量 18 領域まで 4 万 8000 というところを示しております。 |
| 1:35:31 | 今回、使用する燃料については第 19 領域から使用することを想定しておりますので記載を区別しております。以上です。 |
| 1:35:43 | 規制行数でそれは 12 ページの |
| 1:35:48 | 濃縮度のところもやっぱおんなじで、 |
| 1:35:52 | ちょっとよくわからないのが、 |
| 1:35:57 | この設置変更の許可を受けた途端に、 |
| 1:36:01 | 現在使用している最高燃焼度 48 ギガワットデパートの燃料が使えなくなっちゃうと困るので、 |
| 1:36:10 | それは、何かしらある期間を定めて、 |
| 1:36:16 | そこは使いますよと。それ以降は、55 ギガであったり、濃縮度 4.8%。 |
| 1:36:24 | であったりの燃料について使っていくことになりますと、そういうことを言おうとしているところですか。 |
| 1:36:31 | 九州電力のタケツグです。ご認識の通りです。 |
| 1:36:34 | わかりました。わかったんですけど。 |
| 1:36:38 | だったら別に正しいでもないですよ。 |
| 1:36:41 | そそういう変更にしますってだけで、 |
| 1:36:44 | 何で正なんだろうなっていうのがちょっと、 |
| 1:36:47 | よくわからなかったってことです。 |
| 1:36:49 | それから、やっぱり同じように接続しなんですけど、 |
| 1:36:53 | 10 ページの下のローマ数字両括弧 3 の主要な核的制限値のところですね、2 段落目のなお書きでこれは、 |
| 1:37:02 | なおなので、 |
| 1:37:04 | 何、何か、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:37:06 | 変更しよう思としてることでもないし、 |
| 1:37:09 | 今言ったような、 |
| 1:37:11 | ただし書きの話でもないのかなと思って、 |
| 1:37:15 | この直ってない。 |
| 1:37:18 | これ、これは許可事項として、 |
| 1:37:20 | 見なきゃいけない話なのか。 |
| 1:37:23 | それとも何、何か参考程度に書いてるだけなのかちょっとその辺説明してもらえますか。 |
| 1:37:33 | 経営集電力の武図です |
| 1:37:37 | 申請書の記載。 |
| 1:37:39 | 細かい記載についてなんですけれども、講談社の燃料については過去、 |
| 1:37:45 | 藤真木。 |
| 1:37:47 | 当社のプラントで他プラントでも申請した実績がございまして、 |
| 1:37:51 | 記載内容については過去の先行プラント参考にしている部分がござい ます。 |
| 1:37:58 | ですので先ほどの正しいだったりこんこの部分の直についてもその記載 を参考にして、 |
| 1:38:04 | いるという状況でございます。こちらのなおについては、補足として記載 しているような、 |
| 1:38:14 | ものになっております。以上です。 |
| 1:38:17 | 規制庁スズキでそうするとこのなおの部分は、 |
| 1:38:21 | 許可をしなくても何もオダン。 |
| 1:38:24 | 困らない。 |
| 1:38:25 | ことなんですね。 |
| 1:38:32 | いや、そそれ込まないんだったら、 |
| 1:38:36 | 書く必要ないし、 |
| 1:38:38 | いやそそうじゃなくて何か、 |
| 1:38:40 | 何かをするためには、これも関連情報として、 |
| 1:38:46 | 関わってきますってことであればそれも許可事項だと思う。 |
| 1:38:50 | ですけど、 |
| 1:38:54 | 何か日本語として普通にね、何か、 |
| 1:38:59 | 文芸として各書いたりするときには、何かその正しいとか直とかって、 |
| 1:39:04 | あまり意味は出さなくて、何か話の流れだと思うんですけど。 |
| 1:39:08 | これ、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:39:09 | 規制手続きをスルー文書として、なおって言われると、 |
| 1:39:15 | 関係ないことなのかな。 |
| 1:39:17 | 要するに、 |
| 1:39:18 | 何か参考情報として載せてるだけであって、手続きいらないものなのかなって思っちゃうんですね。 |
| 1:39:26 | 昔の書き方がどうだったかってのは別にして、 |
| 1:39:31 | やっぱり、 |
| 1:39:34 | 変更して、しようとしてるところ或いは、 |
| 1:39:37 | 変更しないけど話の流れからこう、書いてあるべきだっていうようなところは、いや本文である限りは基本的にはやっぱりこれ許可事項で、 |
| 1:39:46 | それで許可して、 |
| 1:39:48 | 或いはそれが保安規定に陥りますっていう話だったり、 |
| 1:39:52 | 社内の運転値、 |
| 1:39:54 | 管理なんかね、落ちますって話になったりすると、 |
| 1:39:58 | それに抵触すると。 |
| 1:39:59 | 違反になってしまうので、 |
| 1:40:03 | 本当にこれ、 |
| 1:40:05 | 何、なお書きって何なんですかっていうところは、ちょっともうちょっとちゃんと、 |
| 1:40:09 | 説明をしていただいた方がいいし、何か補正するタイミングがあれば、なおがいらなかったら、 |
| 1:40:17 | 消されちゃったほうがいいだろうし、っていうことで、ちょっとそうそういう接続的なところは幾つかある気が。 |
| 1:40:25 | するので、 |
| 1:40:28 | ちょっと明確にさせていただきたいなというところですけど。 |
| 1:40:33 | 訂正で今、今とりあえず見つけたのは 10 ページと 12 ページですけど、 |
| 1:40:40 | はい、TC電力のタケツグです拝承いたしましたただし書きだっただけの動きだっただけというところはその必要性というのを、整理して説明できるようにし、 |
| 1:40:52 | 必要に応じて削除等を検討したいと思います。以上です。 |
| 1:40:58 | ステージをスズキですね。お願いしますそれからですね。 |
| 1:41:04 | 13 ページのですね。 |
| 1:41:11 | ローマ数字両括弧 3 燃料要素の構造の、ポツの構造の中に最後、平原が開発充填されているっていう。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:41:20 | 話を書いてあって、それは理解してるつもりなんですけれども、 |
| 1:41:29 | 開発充填されている。 |
| 1:41:32 | ことだけが、 |
| 1:41:35 | その許可事項で、どんなぐらい加圧されてるかっていうのは、 |
| 1:41:41 | よく |
| 1:41:42 | 内容には関係ない。 |
| 1:41:44 | 話なんですか |
| 1:41:47 | 施設工認の方で、燃料体を取り込まれて、 |
| 1:41:52 | 基本設計方針なりで、えりも過圧の話が、 |
| 1:41:56 | これ仙台1号の方の手続きを結んでいると思いますけど、 |
| 1:42:01 | したときに、何MPa。 |
| 1:42:05 | ていうのが重要なんですみたいな話を、 |
| 1:42:09 | 聞いてですね。 |
| 1:42:11 | もしその何MPaというのを、が、 |
| 1:42:16 | 燃料の熱だったり機械だったりというのを、性能を定める上で、 |
| 1:42:25 | それより高かったり低かったりすると駄目ですとか、或いはそれ以下だ ったら駄目それ以上だったら駄目ですみたいな。 |
| 1:42:34 | 話だとすると、 |
| 1:42:35 | 加圧充填されているということは、 |
| 1:42:38 | 重要なんじゃないかと、 |
| 1:42:41 | 何MPa加圧しているっていうことが重要な気がして、 |
| 1:42:46 | それはここは特段ヘリウムが、 |
| 1:42:50 | 本当に、 |
| 1:42:52 | 1モルでも入っていれば、 |
| 1:42:54 | いいのかとか、 |
| 1:42:55 | そんなことなんですかね。 |
| 1:42:57 | ちょっとその辺がよくわからなくてですね、これまでの、 |
| 1:43:00 | 防護燃料の設工認、 |
| 1:43:03 | 川内でやったとき、 |
| 1:43:05 | の話とちょっと何かこの辺が違和感があって、 |
| 1:43:09 | 説明があると。 |
| 1:43:11 | いいなと思って聞いてみたんですけど。 |
| 1:43:17 | 九州電力のタケツグです。こちらの構造のヘリウム勝沼についてはこち らの構造の項目自体が |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:43:26 | 構造、どのような構造になっているかというものを説明した記載になっていると。 |
| 1:43:31 | なってるものでありますフェーム加圧についての、 |
| 1:43:35 | 成瀬政権だったりですね、規定とかそういったものを説明しているものではないと考えております。 |
| 1:43:44 | そうする規制庁するそうすると、 |
| 1:43:48 | 単なる構造のこと言ってるだけなんで、フィルムで加圧されることは全然重要じゃないので、 |
| 1:43:55 | ここに書いてあることは別に、 |
| 1:43:58 | 構造上として何何も意味をなしてませんと。 |
| 1:44:03 | そう理解していいですね。 |
| 1:44:08 | 構造として重要なのは、円筒形の被覆管。 |
| 1:44:13 | の中に、 |
| 1:44:15 | 二酸化ウラン、眼焼結ペレットを挿入して両端を密封すると。 |
| 1:44:22 | そういう構造ですということが重要で、 |
| 1:44:25 | 中尾ヘリウムを加圧するってことは、特段、 |
| 1:44:29 | 構造として問題、必要じゃないと。で、ヘリウム加圧の話が、 |
| 1:44:35 | 何かしらの花、 |
| 1:44:40 | 燃料、 |
| 1:44:41 | そのものが、いろんな性能を成立させるために、 |
| 1:44:46 | 必要な要素をFEM化する或いは何MPa、 |
| 1:44:51 | 開発するっていうのが、 |
| 1:44:53 | 重要だとすればどこかで別に出てくる話で、特段今出てきてる感じがないので、 |
| 1:44:59 | それは重要じゃないっていうことであれば、何か、 |
| 1:45:02 | が加圧充填されているって何か要らないような気がするんですけど。 |
| 1:45:20 | 九州電力の中園でございます。 |
| 1:45:23 | PWRの燃料設計におけるですね小計km加圧量につきましてはですね、基本仕様というよりはですね入力パラメータとして取り扱われておりまして、 |
| 1:45:35 | 申請書本文についてはですねヘリウムがかつ充填されてるっていうことを記載してですね、添付書類8の燃料中心温度とかですね、燃料棒内圧等の評価結果を示して、 |
| 1:45:47 | その量についてはそれが妥当であることを確認しているという状況になっております。以上でございます。 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:45:54 | 規制庁スズキでちょっと、 |
| 1:45:56 | 基準設置許可基準規則の何条だったか覚えてないですけど、 |
| 1:46:00 | 燃料がいい。 |
| 1:46:02 | 溶融しないとか、何かそういう基準に照らし合わせたときに、 |
| 1:46:07 | その設計方針が別に謳われてて、直接的なその余裕しないように設計しているとする方針だとか、 |
| 1:46:16 | そっちでは、 |
| 1:46:19 | 引っかけているので、特段別にヘリウム。 |
| 1:46:22 | を入れるか入れないか、或いはどのぐらい入れるかは、 |
| 1:46:27 | 関係ないんですと。 |
| 1:46:29 | もう措置の、 |
| 1:46:30 | 余裕しないように設計してるっていう。 |
| 1:46:33 | その方針の中に含まれている中の一つ一つのパーツにすぎないですと。 |
| 1:46:39 | いうことでテンパチの方でインプットこういうのをしてますよとか或いは製造するときには、 |
| 1:46:44 | こういう仕様で製造してますよっていう話を、 |
| 1:46:47 | 説明していますということであれば、ここにヘリウムを加圧充填しているということをやわざ、 |
| 1:46:54 | 書かなきゃいけないものなんですかね。 |
| 1:47:04 | ちょっとそういうのも含めて、先ほどの、 |
| 1:47:09 | 条文の適合の設計の方針というところで |
| 1:47:13 | 整理されるときに、どのパラメータがないと適合説明できないか。 |
| 1:47:19 | 適合説明できないかっていう項目は、当然これ本文に記載がないと。 |
| 1:47:24 | それ、それをもって許可できないので、 |
| 1:47:27 | そういう観点で、もう1回ちょっと |
| 1:47:31 | 本文に書いてある内容が、 |
| 1:47:34 | 足りないことはないと思うけど、 |
| 1:47:37 | 過不足含めて、 |
| 1:47:38 | ちゃんと全部入ってます。或いは、ちょっと書き過ぎているところがありますということであれば、 |
| 1:47:43 | もうちょっとその辺説明をしていただけるとありがたいなという。 |
| 1:47:54 | 九州電力の武通で承知いたしました。 |
| 1:48:20 | 社長スズキです引き続き 15 ページ。 |
| 1:48:26 | なんですけど、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|---|
| 1:48:34 | POS4 号炉のアラビア数字、両括弧 1 の |
| 1:48:40 | 核燃料物質取扱設備の構造のところなんですけど、これは、 |
| 1:48:46 | 次のページの貯蔵設備の話も同じなのかちょっとよくわかんないんですが、 |
| 1:48:58 | その取り扱う燃料、 |
| 1:49:02 | について、 |
| 1:49:03 | 何か燃焼度制限してる話が、 |
| 1:49:07 | 書いてあって、 |
| 1:49:10 | 例えばこのページでいうと下から 2 行目のところで、 |
| 1:49:16 | 4 号炉の使用済み燃料で、 |
| 1:49:21 | 5 万 5000 メガワットパーンとんどというような感じで、 |
| 1:49:26 | なっていて、 |
| 1:49:28 | この取扱設備貯蔵設備については確か三、四号の何か共用の設置変更したことがあって、 |
| 1:49:37 | そっち側の本文の記載読んでると。 |
| 1:49:41 | そのときの記載は 12 号の、 |
| 1:49:44 | 5 万 5000 メガワットパートンの燃料の話をいろいろこう制限をかけたとかかして、 |
| 1:49:51 | です、この辺の関係がちょっとよくわからなくてですね、 |
| 1:49:56 | どの、 |
| 1:49:58 | 取り扱います。 |
| 1:50:00 | 設備。 |
| 1:50:01 | 貯蔵設備は、 |
| 1:50:03 | 何をいい入れられて、何は入れられないっていうのを、 |
| 1:50:08 | ちょっと何かこう評価なんかでまとめて説明を今後してもらえるとありがたいなと思うんですけど。 |
| 1:50:16 | で、あとそれから変更している内容ねそこが変更前後で、 |
| 1:50:22 | というところをまとめていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。 |
| 1:50:25 | はい、九州、九州電力のタケツグです。承知いたしました。今回の申請では玄海 4 号機の高燃焼度燃料の変更になりますが本燃料については |
| 1:50:37 | 3 号機で、 |
| 1:50:38 | 434 号機共用活性で 3 号機のSFPに 4 号機の高燃焼燃料は移送しないという、 |
| 1:50:46 | 更新としておりました、 |

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:50:48 | その辺も含めて表でまとめてせ今後ご説明させていただきたいと思いま す。以上です。 |
| 1:50:54 | 規制庁柘植そうすると、 |
| 1:50:57 | 今供用かけてる中で、共用の、 |
| 1:51:02 | 制限みたいなやつを、 |
| 1:51:04 | 一部変更しようとしてるってということですか。 |
| 1:51:08 | 経そ九州電力の武通です。今回使用する燃料は3号機へ持っていか ないという制限を追加しようとしてるということになります。以上です。 |
| 1:51:20 | 規制庁ツヅキそうすると変更の理由としては、 |
| 1:51:24 | ちょっとそこは1個加わって、 |
| 1:51:27 | 今日今日8日の |
| 1:51:30 | 条件の変更みたいなやつが、 |
| 1:51:32 | 入ってくる。 |
| 1:51:34 | それ、それは別に、 |
| 1:51:37 | その炉心に入れる燃料を、 |
| 1:51:39 | 変える変えないとはやっぱり話がちょっと違ってて、 |
| 1:51:44 | 使用済み燃料をどう、どういう。 |
| 1:51:46 | どの通り、どの後、炉の取扱設備で、 |
| 1:51:50 | 或いは貯蔵設備で、 |
| 1:51:52 | 取り扱うことができるかっていうこと条件を変えようとしているので、 |
| 1:51:59 | ように聞こえるんですけど、だから、この以前設置変更した。 |
| 1:52:05 | 今日8日の |
| 1:52:07 | その内容を変更、負債サイド変更しようとしている。 |
| 1:52:15 | そういうふうに聞こえるんですけど。 |
| 1:52:23 | 九州電力の中園でございます。その点に関しましてはですね、今、ちょ っとご指摘ありましたように変更前後の表を作った上で、説明させてい ただきたいと思えますのでよろしいでしょうか。 |
| 1:52:35 | 規制庁鈴木です。わかりましたじゃそれを聞いてからもう一度、 |
| 1:52:39 | 考えたいと思います。 |
| 1:52:47 | あ、すいません、規制庁水そろそろ時間も迫ってきたんでここまでにして ですね、まだ、 |
| 1:52:52 | 今後もしいろいろ聞きたいことが出てくればその都度、まとめてヒアリング をお願いしたいってことで、 |
| 1:52:59 | 申し入れをしようと思ってますので、またよろしく申し上げます。 |
| 1:53:09 | す。すいませんちょっと1個だけ忘れないうちに申請10ページ、 |

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

| | |
|---------|--|
| 1:53:15 | 炉心は、 |
| 1:53:18 | 4号炉の(1)。 |
| 1:53:21 | 6. で、 |
| 1:53:25 | ポツが二つあるんですけど |
| 1:53:30 | わかりますかね。最大挿入量っていうのもポツリになっていて、 |
| 1:53:35 | これは誤記ではないですかねというのと動きだとしてどうしますかっていうのを、 |
| 1:53:41 | 説明してもらえますか。 |
| 1:54:02 | あげ州電力の武通です。 |
| 1:54:08 | おそらく、こちらについては動きになるかと思えます。ちょっとこここちらをどうするかについてはまた今後確認させていただきます。以上です。 |
| 1:54:17 | はいわかりました。 |
| 1:54:19 | ありがとうございます。それでは、他になければ、今日のヒアリングは以上としたいんですけど。 |
| 1:54:36 | はい。規制庁の奥でございます。お疲れ様です。本件非常に大規模な審査でありますので、まず審査すべき対象を整理して明確にした上で、目的に中身の確認に入っていく必要があると思っています。 |
| 1:54:48 | 初回の会合ではその辺りを確認ということなると思いますので、また1週間をめどになりますが、資料の提出の方よろしく願いいたします。 |
| 1:54:56 | 以上です。 |
| 1:55:02 | はい。衛藤九州連絡側から何か最後にありますか。よろしいですか。 |
| 1:55:11 | 九州電力の田仲です特にございません。 |
| 1:55:15 | はい。原子力発電本部側もよろしいでしょうか。 |
| 1:55:22 | はい。特にございません。 |
| 1:55:25 | はい規制庁伊東です。それでは本日のヒアリングを以上としたいと思います。ありがとうございました。 |

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。